

平成30年1月31日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第242号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. 認定農業者の申請がしやすくなります！
2. 「お米の新市場」輸出についての動画配信中です！
3. 農業用ハウスを低コスト化する技術に出会うチャンス！
4. 農林水産業イノベーションシンポジウムを開催します
5. 「逆引き事典」を更新しました
6. 収入保険制度一問一答リレー
7. 農業共済に加入しましょう！！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. 認定農業者の申請がしやすくなります！】

これまで認定農業者制度の運用実態について、

- ①他市町村での営農活動を行う者にとって手続きが煩雑である
 - ②審査を行う第三者組織の一部の声によって長期間手続きが進まない
- など、広域で営農活動する農業者からの声がありました。

このような問題を解消するため、認定農業者制度の運用の見直し（基本要綱の改正）を実施し、「認定手続きのしくみ」を見直しました。

見直しのポイントは以下のとおりになります。

- ・1つの経営改善計画で、複数の市町村に申請出来るようになります。
- ・いろんな形の経営が柔軟に認定されるようになります。
- ・申請から認定されるまでの目安となる期間がわかるようになります。

▼詳細はこちらをご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html

【2. 「お米の新市場」輸出についての動画配信中です！】

農林水産省では、平成29年9月に「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、海外市場に積極的に進出し、お米の輸出拡大を目指す産地や輸出事業者の取組の後押しを進めています。

そのため、お米の輸出の可能性や、現在の輸出促進の取組について広く知っていただくことを目的として、平成30年1月19日（金曜日）に、動画「お米の新しい市場を開拓！『日本のお米の輸出』について」を公開しました。

本動画では、農林水産省の柄澤政策統括官による解説のほか、輸出するお米の生産や海外での販売に取り組まれている方々へのインタビューを収録しています。

茨城県の生産者の方からは、「お米の生産コストの低減」や「海外での販売

促進」の取組についてご紹介いただきました。

動画の内容を1分程度でまとめたダイジェスト版も公開しておりますので、ぜひご覧下さい。

▼動画はこちらからご覧頂けます。

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/soukatu/kome_yusyutu/kome_yusyutu.html#douga

【3. 農業用ハウスを低コスト化する技術に出会うチャンス！】

農業用ハウスを整備して生産性を高めたいけれど、ハウスは高くて・・・とお困りではありませんか？農林水産省では、農業者の皆さんがハウスを整備しやすくするため、ハウスの低コスト化に向けた検討を進めています。

その一つとして、ハウス業界の内外から低コスト化に向けたアイデアを集め、情報発信を行うため、2月20日（火）に都内で、「農業用ハウスの設置コスト低減に向けた技術提案会」を開催します。

参加は無料です。申込は定員（約100名）になり次第締め切りとなりますので、ご了承下さい。

▼申込フォーム

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/kaki/0220_2.html

日時：平成30年2月20日（火曜日）13：00～16：00

場所：中央合同庁舎4号館9階 農林水産政策研究所セミナー室

所在地：東京都千代田区霞が関3-1-1

▼詳細はこちら

<http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/kaki/180117.html>

【4. 農林水産業イノベーションシンポジウムを開催します】

農林水産業すべてにイノベーションを起こすシンポジウムを農林水産省で初めて開催します。

ゲノム編集やロボット・AI等を活用した現場での技術革新について、最新技術を活用されている方々から御講演いただきます。

すぐにでも実践できる最新技術から、少し先の未来の技術までご紹介します。

【日時】平成30年3月20日（火）13:30～16:45

【場所】農林水産省7階講堂（千代田区霞が関1-2-1）

【議事】

(1) 特別講演 京都大学大学院農学研究科助教 木下 政人 氏
「ゲノム編集で世界の胃袋を満たす」

(2) ここまで進んだ現場での最新技術

・慶應義塾大学理工学部システムデザイン工学科助教 野崎 貴裕 氏

- 「ドラえもんの世界が農業にやってくる」
- ・イワフジ工業（株）開発担当取締役 川崎 智資 氏
「森林（もり）と共に。革新的林業機械で支える林業生産」
 - ・上士別IT農業研究会会長、水留農場代表 水留 良一 氏
「ロボット×ICTで切り拓く未来の水田農業」
 - ・兵庫県立大学自然・環境科学研究所教授 山端 直人 氏
「地域を守る！先端技術と地域の力を合わせた鳥獣害対策」

▼お申し込みはコチラから

<http://www.affrc.maff.go.jp/docs/press/180125.html>

【5. 「逆引き事典」を更新しました】

農林水産省では、補助金等を「誰が」「何をしたい」から検索できる逆引き事典を公開しています。

事業の名前が分からなくても、例えば「農業を営む私」が「機械を買いたい」時に利用できる事業の一覧を見ることができます。更には事業同士の比較も可能です。

補助金については平成30年度予算案、平成29年度補正予算案まで掲載しています。

今まで知らなかった事業と出会えるチャンスです。お手持ちのパソコンやタブレットから検索してみませんか？

詳しくは、こちらをご覧ください。

逆引き事典：<https://www.gyakubiki.maff.go.jp/>

【6. 収入保険制度一問一答リレー】

農水省・農業者netに1月に掲載した、Q64～70をご紹介します！

<Q64> 品目別の収入保険にすべきではないですか。

A 品目別の収入保険を導入することについては、

- ① 保険に加入していない品目で十分収入を確保しつつ、保険に加入した品目について、意図的に収入を減少させるモラルハザードの発生が懸念されること
 - ② これを防止するためには、品目ごとに収入が減少した要因を詳細に確認する必要がある、事務コストが増嵩すること
- 等から困難です。

なお、米国には、品目別の収入保険が存在しますが、モラルハザードの防止や事務コストの低減のため、農業者個人では操作できない先物価格を使用する仕組みとなっており、対象品目も先物価格のあるものに限定されています。

<Q65> 青色申告実績が5年分ない者の補償限度を徐々に引き上げるとしてありますが、具体的にはどのように取り扱うのですか。

A 青色申告の実績については、基準収入との関係で、平均的な収入を適切に把握するため、5年間の青色申告実績を基本としていますが、就農して間もない者や、白色申告から青色申告へ切り替える者へ配慮し、加入申請

時に1年分あれば、加入できるようにしてスタートすることとしています。

ただし、青色申告の実績が5年に満たない者については、5年の実績がある者との違いも考慮し、保険方式の補償限度額の上限を、

① 加入申請時に1年分の実績がある場合は、基準収入の70%

② 加入申請時に2年分の実績がある場合は、基準収入の75%

③ 加入申請時に3年分の実績がある場合は、基準収入の78%

とし、加入申請時に4年分の実績があれば、保険期間開始後に得られる加入申請の年分の実績と併せて5年分とするので、基準収入の80%と段階的に引き上げることとしています。

<Q66>畑作物の営農継続支払（面積払）は数量払の内金ですが、対象収入に含められるのですか。

A 畑作物の直接支払交付金の営農継続支払は、数量払の一部を前払いとして支払われるものであるため、対象収入に含まれます。

なお、数量払の金額が営農継続支払の金額を下回っている場合は、数量払として計算される金額のみを対象収入に含めます。

<Q67>倉庫に保管中の農産物にカビが生えたことにより収入が減少した場合、補償の対象となりますか。

A 農産物の収穫後の保管中に生じた要因により収入が減少した場合についても、補償の対象となり得ます。ただし、事故発生の通知を受けて、事故発生を防止するための努力を行っていたかどうかなど、個別に事情を確認して判断します。

<Q68>過去5年間のいずれかの年に、収入が皆無となるような大きな災害があった場合、基準収入を過去5中5平均とすると、基準収入が大きく下がり、十分な補償にならないのではないですか。

A 個々の農業者のデータを用いる収入保険では、収入を意図的に下げるといったモラルハザードを防ぐため、基準収入は、過去5年間の平均収入（5中5）を基本としています。

自然災害により収入が減少した年の収入について、何らかの特例的措置を講ずることは、

① 収入全体を見る仕組みである中で、自然災害の部分だけの収入減を切り出せるのか、それに対応するためには、税務申告の収入を基本に判断するという簡便さを捨てて、多大な事務コストが掛かるのではないか

② 自然災害以外の要因により収入が大幅に減少し保険金を受けた者との公平性が確保できるのか

などの問題があり、実際上も困難と考えています。

なお、米国の収入保険（WFRP）についても、基準収入については、5中5を原則としており、災害による減収について例外を設けていません。

<Q69>地方自治体において、収入保険の保険料に対する助成を行うことはできるのですか。

A 地方自治体が収入保険の保険料に対する助成を行うことは、可能です。

なお、現行の農業共済においても、地方自治体が農業者の共済掛金に対する助成を行っている例があります。

<Q70> 集落営農（任意組合）からの分配金は、構成員の対象収入となるのですか。

A 集落営農（任意組合）に参加している農業者の場合、集落営農（任意組合）からの分配金も含めて税申告を行うことから、収入保険においても、集落営農（任意組合）からの分配金は対象収入に含まれます。

具体的には、

- ① 集落営農（任意組合）から構成員に対して、当該構成員の農産物ごとの収入金額及び経費の内訳が通知されている場合は、その収入金額を農産物の販売金額に含める
- ② 構成員の農産物ごとの収入金額及び経費の内訳が通知されていない場合は、集落営農（任意組合）の総会資料などを用いて、集落営農（任意組合）の農産物の販売金額を当該構成員の当該農産物に係る作付面積等で按分した金額を販売金額に含めることとしています。

▼収入保険制度一問一答リークのバックナンバーはこちら

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/lqlabacknumber.html

お問い合わせ先
農林水産省 経営局保険課
電話番号：03-6744-7147

【7. 農業共済に加入しましょう！！】

～園芸施設共済に加入しましょう！！降雪・強風の季節です！～

園芸施設共済は、自然災害等によって園芸施設が損害を受けた場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。掛金の1/2は国が助成します！

今年は、各地で雪が大変多くなっています。春先には強風でハウスの損害も発生しやすくなります。対策は十分でしょうか？

いつからでも加入できますので、お近くの農業共済組合等へお問い合わせください。

～家畜共済に加入しましょう！！備えあれば憂いなし～

家畜共済は、畜産農家のみなさまの牛、豚、馬が死亡したり、病気やケガで治療した場合に共済金が支払われる公的な保険制度です。また、掛金の一部（牛、馬は原則5割、豚は原則4割）は国が補助しています。

いつからでも加入することができますので、家畜の事故への備えとして、ぜひ、家畜共済への加入をご検討ください。

加入の申込みや、詳しく知りたい方は、お近くの農業共済組合へお問い合わせください。

[農業共済のパンフレット]

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/attach/pdf/index-28.pdf

